平成２９年（フ）第１１２２号
福岡市西区大字飯氏918番地１
破産者　白水　辰男
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７８１号
福岡県太宰府市朱雀５丁目１番５号　シュプールサホロ106号、前住所福岡市中央区今川１丁目16番14―202号
破産者　畑山ひろ子
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２９号
福岡市博多区西春町３丁目４番９―301号
破産者　藤岡　　聡
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８７号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目45番地　リバティ博多南104号
破産者　穴見　正亨
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０号
東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目28番地15　国分寺病院寮　104、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市みはる野１丁目15番６号
破産者　中坂　榮子
１　決定年月日　平成30年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４０号
鹿児島県曽於郡大崎町野方5370番地13、前住所神奈川県秦野市落合351番地の９　日神パレステージ秦野208号
破産者　倉冨　照彦
１　決定年月日　平成30年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８３８号
福岡市東区三苫６丁目８番32―103号
破産者　篠崎　裕治
１　決定年月日　平成30年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８３号
福岡市東区奈多１丁目21番14号
破産者　篠崎トクヱ
１　決定年月日　平成30年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２４８号
山梨県甲府市中小河原１丁目14―40　宮の西ハイツ　201号室　（住民票上の住所）山梨県甲斐市万才710番地１　レピュート万才101号室、開始決定時の住民票住所山梨県甲斐市竜王1153番地８　三井方
破産者　奥村まゆり（旧姓中込）
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３８号
福岡県筑紫野市吉木2456―４、住民票上の住所福岡県糟屋郡宇美町宇美１丁目８番14号　アーバンハイムＤ201号
破産者　中野　圭一
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２７号
福岡市南区向野２丁目３番４―602号
破産者　河野　弘路
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７９４号
福岡県大野城市月の浦３丁目４番４号、前住所福岡県大野城市乙金台３丁目６番８号
破産者　財部　道男
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７９７号
福岡県太宰府市朱雀１丁目８番15号　五条西ハイツ202号、前住所福岡県太宰府市通古賀５丁目18番56号　シティベール太宰府Ａ103号
破産者　渡邊　和寿
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３８号
沖縄県那覇市首里末吉町２丁目５番地７
破産者　山城　明雄
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２６１号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目206番地　シュリハイム301
破産者　湧川　祐太
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１４９２号
札幌市中央区南３条西６丁目７番地３　グローリーハイム201号、開始決定時の住所札幌市中央区南３条西７丁目３番地１　エンドレス三井601号
破産者　サロンハッピーこと　吉田優一朗
１　決定年月日　平成30年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７７号
仙台市宮城野区東仙台４丁目３番15―301号
破産者　高橋　忠昌
１　決定年月日　平成30年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係